

年度初めの被扶養者手続きを忘れずに

ご家族の扶養状況をご確認ください

年度の変わり目であるこの時期は、就職・退職、転居などによる**ご家族の扶養状況の変化**や、組合員の給与改定や任用形態の変更に伴う**配偶者との収入逆転**が生じることが多くあります。これらの場合は、被扶養者の認定や認定取消といった手続きが必要となりますので、速やかに手続きを行ってください。**手続きが遅れると、医療費等の返還が生じたり、認定事由発生日からの認定ができなくなる恐れがあります。**

新年度を迎えるに当たり、改めてご家族の扶養状況の確認をお願いいたします。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎ 03-5320-6826

マイナンバーカードの利用が広がっています

令和3年10月から、マイナンバーカードの健康保険証利用が開始され、令和4年10月からは、公金受取口座登録制度が開始されました。マイナポータルにおいて公金受取口座を登録されている方は、利用申請することで公立学校共済組合の短期給付など、法令で定められた公的な給付を公金受取口座で受け取ることができるようになります。公立学校共済組合ホームページの「マイナンバーカードコーナー」で利用方法などをご案内していますので、ぜひご覧ください。

